石巻市届出対象区域の区域内における行為の届出に関する要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、東日本大震災復興特別区域法（平成２３年法律第１２２号。以下「法」という。）第６４条の規定により指定する届出対象区域の区域内における行為の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

　（事務分掌）

第２条　この要綱に定める事務は、届出対象区域を指定した事業の担当課（以下「担当課」という。）が所管する。

　（行為の届出）

第３条　届出対象区域の区域内において法第６４条第４項又は第５項に規定する行為を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、当該行為に着手する日の３０日前までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより市長に届け出なければならない。

　(1)　法第６４条第４項の規定による届出対象区域の区域内における行為の届出（以下「行為の届出」という。）は、届出対象区域の区域内における行為の届出書（様式第１号）に別表に掲げる図書（以下「図書」という。）を１部添付して行う。

　(2)　法第６４条第５項の規定による届出対象区域の区域内における行為の変更の届出（以下「変更の届出」という。）は、届出対象区域の区域内における行為の変更届出書（様式第２号）に図書を１部添付して行う。この場合において、変更のあった部分を図書の図面上に明示するものとする。

２　市長は、法第６４条第４項第１号、第３号及び第４号に規定された行為のうち、復興整備事業（法第４６条第２項第４号に規定する復興整備事業をいう。以下同じ）の実施に支障となるおそれがある行為を行う者に対して、前項の規定により行為の届出を行うよう指導するものとする。

　（他の法令の遵守）

第４条　届出者は、図書に記載する事項について他の法令に関するものを含む場合、担当課と協議し、他の法令に基づく制限及び基準を遵守するものとする。

　（届出の事前相談）

第５条　届出者は、行為の届出又は変更の届出（以下「届出等」という。）を行おうとする場合は、行為の概要が分かる図面等を用いて担当課と事前相談を行うものとする。

　（指導及び助言）

第６条　市長は、届出者に対して当該届出等に係る行為の設計及び施工に係る事項について、必要な指導及び助言を行うものとする。

　（届出等の受理）

第７条　市長は、届出者からの届出等が第３条に規定する形式上の要件を満たしている場合は、当該届出等を受理するものとする。ただし、当該届出等に書類の添付漏れ、記載漏れ等の不備があった場合は、届出者に対して速やかに補正等の指示をするものとする。

　（届出者への通知）

第８条　市長は、前条の規定により届出等を受理した場合は、当該届出等に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるかどうかを審査し、速やかに届出者に対して、届出対象区域の区域内における行為の届出受理通知書（様式第３号）（以下「受理通知書」という。）により通知するものとする。ただし、当該届出等に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると判断した場合は、受理通知書に不適合事項を明記し、届出者に対して通知するものとする。

　（不適合事項に関する指導）

第９条　市長は、届出等に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると判断した場合は、届出者に対して弁明の機会を付与した上で、是正指導通知書（様式第４号）により必要な指導をすることができる。

２　市長は、届出等の内容に疑義が生じたとき又は届出のない建築行為等を確認したときは、届出者又は届出等に係る設計、施工若しくは届出業務を代行する者等（以下これらを「届出関係者」という。）に対して事情の聴取や報告を求めた上で事実確認を行い、復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると判断した場合は、前項に規定する是正指導通知書により必要な指導をすることができる。

　（報告）

第１０条　届出関係者は、前条の規定により通知された是正指導通知書に基づいて講じた是正の内容について、是正報告書（様式第５号）により、市長に報告しなければならない。

　（勧告）

第１１条　市長は、前条の規定による報告で確認できた是正の内容が、未だ復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると判断したとき又は届出関係者が前条の規定による報告を怠ったときは、法第６４条第６項の規定により、届出者に対して勧告書（様式第６号）により、届出等に係る行為の設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

２　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、設計の変更その他必要な措置を講じないことが明らかな場合は、弁明の機会を付与した上で、再度勧告書により勧告することができる。

　（届出等の取りやめ）

第１２条　届出者は、届出等を行った後、当該届出等に関する行為を中止するとき又は届出等に関する建築敷地を変更するとき若しくは建築物の設計に大規模な変更が生じたときは、取りやめ届（様式第７号）を提出するものとする。

　（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要なものは市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和２年３月１８日から施行する。

　　　附　則（令和３年３月１日告示第９０号）

　この告示は、令和３年３月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出行為の種類添付図書の種類 | 土地の区画形質の変更 | 建築物の建設 | 工作物の建設 | 建築物の用途の変更 |
| 新築改築増築移転 | 新設増設移設 |
| 付近見取図【Ｓ＝１／２５００以上】 | ● | ● | ● | ● |
| 配置図【Ｓ＝１／２００以上】 |  | ● | ● | ● |
| 断面図(２面以上)【Ｓ＝１/２００以上】 |  | ● | ● | ● |
| 設計図【Ｓ＝１/１０００以上】 | ● |  |  |  |

備考

(1)　届出行為の種類が複数にまたがる場合は、必要な添付図書を組み合わせること。

(2)　設計図は、土地の区画形質の変更後における公共の用に供する施設の位置及び形状を、当該土地の形質の変更により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示すること。

様式第１号（第３条関係）

年月日

届出対象区域の区域内における行為の届出書

石巻市長（あて）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

東日本大震災復興特別区域法第６４条第４項の規定により、

　　土地の区画形質の変更

　建築物の建築又は工作物の建設　　　について、下記により届け出ます。

　　建築物等の用途の変更

記

１　　行為の場所　　　　　石巻市　　　　　　　字　　　　　　　　番

２　　行為の着手予定日　　　　　　　年　　　月　　　日

３ 行為の完了予定日　　　　　　　年　　　月　　　日

４　　設計又は施行方法

|  |  |
| --- | --- |
| (1)　土地の区画形質の変更 | 区域に含まれる地域の名称 |
| 区域の面積　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　㎡ |
| 土地の形質の変更の内容等 |
| (2) | (ｲ)行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転） |
| 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 | (ﾛ)設計の概要 |  | 届出部分 | 届出以外の部分 | 合計 |
| (ⅰ) 敷地面積 |  |  | ㎡ |
| (ⅱ) 建築又は建設面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| (ⅲ) 延べ面積 | ㎡(　 ㎡) | ㎡( 　 ㎡) | ㎡( 　 ㎡) |
| (ⅳ) 高さ地盤面から　　　　　ｍ | (ⅴ) 用途及び構造等 |
| (ⅵ) 建築物その他の工作物の所在及び地番 |
| (3)建築物その他の工作物の用途の変更 | (ｲ)変更部分の延べ面積 | (ﾛ)変更前の用途 | (ﾊ)変更後の用途 |
| ㎡ |  |  |

（備考）

１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　建築物等の用途の変更について変更部分が２以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

３　｢建築物の用途及び構造等｣欄には、当該建築物の構造及び当該建築物の新築、改築又は増築が令第９条第２項第２号又は第３号に該当する場合にあっては、その旨を記載すること。

４　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

設計者（連絡先）及び電話番号　　　　　　　　　　　　　　　℡

様式第２号（第３条関係）

　　年　　月　　日

届出対象区域の区域内における行為の変更届出書

石巻市長（あて）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　東日本大震災復興特別区域法第６４条第５項の規定により、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　当初の届出年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日

２　変更の内容

３　変更部分に係る行為の着手予定日　　　　　　　　年　　　月　　　日

４　変更部分に係る行為の完了予定日　　　　　　　　年　　　月　　　日

５　設計又は施行方法

（備考）

１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　建築物等の用途の変更について変更部分が２以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

３　復興整備計画において定められている内容に照らして、必要な事項につい記載すること。

４　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

設計者（連絡先）及び電話番号　　　　　　　　　　　　　　　℡

様式第３号（第８条関係）

　　年　　月　　日

住所

氏名

石巻市長

届出受理通知書

　　年　　月　　日付けで提出された届出対象区域内における行為の届出書について、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所 | 　石巻市 |
| 届出年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 実施可否 | 許　　　可　・　不　許　可 |
| 不適合事項 |  |

※実施可否において不許可となった場合は弁明を行う機会が与えられます。詳細は連絡先までお問い合わせください。

担当課：

担　当：

連絡先：

様式第４号（第９条関係）

　　年　　月　　日

住所

氏名

石巻市長

是正指導通知書

　　年　　月　　日付けで届出のあった届出対象区域内における行為は、復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると判断されたため、下記のとおり是正指導します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所 | 　石巻市 |
| 届出年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 受理通知年月日受理通知書番号 | 　　年　　月　　日　　第　　　　　号 |
| 　　指導内容 |  |

　上記指導内容について講じた是正の内容を、是正報告書（様式第５号）により　　　　年

月　　日までに報告してください。是正の内容が未だ復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると判断される場合又は是正報告書の提出がない場合は、東日本大震災特別区域法第６４条第６項の規定により、勧告をします。

担当課：

担　当：

連絡先：

様式第５号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

石巻市長（あて）

住所

氏名

是正報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　　号により、通知された指導内容について、下記のとおり是正の内容を報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所 | 　石巻市 |
| 届出年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 受理通知年月日受理通知書番号 | 　　年　　月　　日　　第　　　　　号 |
| 指導内容 |  |
| 是正内容 |  |

様式第６号（第１１条関係）

　　年　　月　　日

住所

氏名

石巻市長

勧告書

　　年　　月　　日付けで届出のあった届出対象区域内における行為は、復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると判断されたため、東日本大震災特別区域法第６４条第６項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所 | 　石巻市 |
| 届出年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 受理通知年月日受理通知書番号 | 　　年　　月　　日　　第　　　　　号 |
| 　　勧告内容 |  |

担当課：

担　当：

連絡先：

様式第７号（第１２条関係）

　　年　　月　　日

取りやめ届

石巻市長（あて）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

下記の事項について届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取りやめをする届出の内容 | 行為の場所 | 石巻市 |
| 届出年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 受理通知年月日受理通知書番号 | □受理通知書未交付□受理通知書交付済　　　年　　　月　　　日　　　第　　　　　　　号 |
| 届出者住所氏名 | 住所：氏名： |
| 取りやめの理由 |  |

（備考）

　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

設計者（連絡先）及び電話番号　　　　　　　　　　　　　　　℡